

經濟論叢

第七十四卷 第五號

-
- レーニンの市場理論について……………田 中 眞 晴 (1)
- 封建地代とブルジョアの發展……………山 田 浩 之 (19)
- 攝河棉作地帯における農民の動向……………脇 田 修 (35)
- 阿波藩における葉藍專賣制度の成立過程…大 槻 弘 (58)
- マルクスの「經濟學批判體系」と
レーニンの「帝國主義論」……………吉 信 齋 (80)
- 最高入先出法の批判的考察……………高 寺 貞 男 (97)
-

[昭和二十九年十一月]

京都大學經濟學會

阿波藩における葉藍專賣制度の成立過程

—阿波藩經濟史研究(二)—

大槻弘

はしがき

井内弘文氏「明治維新における阿波藍業制度改革の意義」(歴史評論三三號) いろいろ藍滴をどうとらえるかという問題が提出され、石井孝氏によっても指摘されたが(歴史學研究會編『歴史學の成果と課題Ⅲ』五〇頁)、これは藤田五郎氏の蒙農論にも關係して、大變むつかしい問題だと思ふ。わたしはこの問題を解決するため、いろいろな操作をしているが、本稿はその一操作であり、明和の藩政改革と藍商のむすびつきを明らかにして、一つの展望をえようとつとめたものである。したがって寄生地主の生成や展開についてはまったくふれず、つぎの稿にゆづったが、これらがおわつてから藍商の問題を全面的にとりあげてみたい。

なお、前稿「阿波藩における近世村落の形成過程」(經濟論叢七四卷二號) では村落構造の變質過程を中心として、下人・小家の解放をとりあげたが、そこでは解放と藍作の發展の關係を捨象した。しかしこの兩者は分離して考えることをゆるさぬものであるため、もう一度農民的商品經濟の發展の面から解放を簡單にとりあげてみた。

一 農民的商品經濟的發展

藍作の發展

藍は麻・紅花とともに三草の一つとして、その栽培の歴史は奈良・平安時代にまでさかのぼることができ、商業的農業としての藍作が廣汎にひろがり、急速に發展したのは徳川中期以降であり、攝・河・泉を中心とする地域に大阪とむすびついた棉作が發展するのに対応して展開しはじめた。元文元年（一七三六）大阪に搬入された諸商品の量と額の表によれば、『大阪市史』第一卷七七頁、藍玉四八〇、〇四〇貫、價額一、二四六貫一四七匁、主産地として阿波・攝津の二國をあげているが、價額のおきらかな商品のうちでは一八位をしめ、さらに搬入木棉價額の約三分の一にたっしていることは、すでにかんがりの商品化がすすんでいたことを明示している。

元文元年に阿波は藍玉主産地としてかかげられているが、阿波における藍作の歴史は決して古くなく、蜂須賀氏の入封（一五八五）以降のことである。嚴密にいえば、蜂須賀家政が財源の保全をはかり、殖産興業に力をつくして、山地には煙草、海岸には鹽をすすめたと同じく畑地には藍作を奨励し、麻植郡吳島（現在の鴨島）の地に前封土播磨から移入した蓼藍を試植した元和の初年（一六一六）から後のことであり、それ以前に藍作がおこなわれ、「上方ヨリアオヤ四郎兵衛ト云フ者罷リ下リ阿州ニアキ染」をひろめたとしても、『阿州産藍之説』三頁―秋田縣立圖書館所藏、自給的な範圍をはず、ごく限られたものであったことは明らかである。移植後の發展はめざましく、寛永・正保（一六二四―四七）のころには「北方」の麻植・板野・名西・名東・阿波の五郡におよび（長尾覺氏編『阿波藍沿革史』―京都大學經濟學部圖書館所藏寫本卷一上―一〇四頁）、明曆・萬治（一六五五―六〇）には藍の作付面積數百町

歩（上揚書一〇〇頁）、元文年間（一七三六—四〇）にはさきの五郡のほか美馬・三好の二郡にまで及び、「北方」七郡の全村二三七カ村は多かれ少かれ藍作をおこなうという飛躍ぶりをしめし（『阿波藩民政資料』一七五四頁。『三好郡志』四二四頁）、寶曆年間（一七五一—六三）には藍玉出来高一四・五萬俵、藍玉諸國積登賣立總額二〇萬兩以上（『阿波藩民政資料』一七五五頁）、さらに寛政一二年（一八〇〇）にいたり、作付反數六、五〇二町八反、藍玉出来高一七九、四三〇俵と一應の限界線にまで發展する（長尾氏編前掲書卷五下六一頁）。つぎに右にのべた數字にもとずき、藍作付反數と藍玉出来高をまとめて表示すると左の表のとおりである。

藍作付反數と藍玉出来高表

年	次	藍作付反數	藍玉出来高
明曆—萬治（一六五五—六〇）		五〇〇 <small>町</small>	（一三、七〇〇） <small>俵</small>
寶曆年間（一七五一—六三）		*（五、〇七三）	一四〇、〇〇〇
寛政一二年（一八〇〇）		六、五〇二	一七九、四三〇
* ₁ 安政元年（一八五四）		六、八三五	二三〇、〇〇〇

* 1 長尾覺氏編『阿波藍沿革史』卷五下六二頁による。

* 2 同年の藍玉出来高から寛政一二年の比率にならぬ算出する。

* 3 同年の藍作付反數から寛政一二年の比率にならぬ算出する。

右の表により、明曆・萬治から寶曆にかけての約一〇〇年間に反數・出来高ともに約一〇倍以上の急激な上昇があつたことをはっきり認めることができる。なお明らかな數字がないため比較することは妥當性をかくが、藍を移植した元和初年と明曆・萬治の間にさらに急激な増加があつたことを推測しうるのである。

元祿・享保期（一六八八—一七三五）に阿波の藍作はほぼ成立しおわり、いわゆる藍作地帯を形成するが、ことに名西郡第十村と板野郡古川村の間にあり、吉野川筋にぞくする二三カ村は「中島」とよばれ、その品質は最上にして、藍作地帯のなかでも樞軸部をしめたのである（『阿州産藍之説』四頁）。もともと藍は温暖で降霜がないこと、また雨が多いという氣候的條件ばかりでなく、肥沃な砂質壤土と耕土がふかく排水がよいという土質的條件を必要としたが、吉野川沿岸の氾濫區域は沖積層で上部は砂質壤土、下部は圓礫層からなり、排水がきわめてよかつたため、藍作の地理的條件にはうまく適していたのである（榎本重雄氏『徳島縣地誌』九三—四頁）。さらに「北方七郡大綱五萬千町程之内、貳三步計者田作ニ相成、残り八步通程ハ島作」であつて（後藤健一氏編『吉野川筋用水存寄申上書』—郷土史談第四編四頁、天正一七年（一五八五）の「麻植郡之内喜來村御檢地」によれば（徳島縣麻植郡鴨島町公民館所藏）、喜來村の總反畝五四町四反三畝一六歩はすべて島地であり、また慶長七年（一六〇二）の「東黒田村檢地帳」によれば（徳島縣名東郡北井上村役場所藏）、同村の總反畝一四七町二反三畝一五歩はすべて島地であり、壓倒的な部分を島がしめたが、寛政一二年（一八〇〇）の藍作村反數六、五〇二町は「北方」七郡の總耕地面積の一三%、全島地の一六%をしめたのである。なおこれらの島地には藍の前作として麥、後作として大豆・蘿蔔・粟・稗などがつくられていた。

地理的條件以上に藍作の發展をきわめて強くうながしたものは、藍作經營の有利さである。作物と價格の變動があるため、かならずしも常に有利であつたとは考えられず、ことに享保一八年（一七三三）に葉藍專賣制度が施行され、藍作税として葉藍收穫高の四歩が徴收されるようになってからは、収益は著しくけずられたが、これ以前においては非常に有利であつたことをうかがうことができる。藍作の收支計算については、『阿波藩民政資料』や西

野嘉右衛門氏の『阿波藍沿革史』などにもとずき、戸谷敏之氏によって計算されたものがあるが(戸谷敏之氏『近世農業經營史論』四二八頁)、これを反當りの葉藍平均收量を四〇貫とし、支出の部に新しく貢租をつけくわえて計算しなおしてみると、寶曆期(一七五一—一六三)ではつぎのとおりである。

註 戸谷氏は反收五〇貫とみられるが、三〇—四〇貫が普通である(『日本農業發達史』第三卷一三二頁)。なかには六〇—七〇貫に達するものがあるが、これは例外とみてよからう。なお、「元文五年七月十日御國中藍作見分有之村々實目之次第」(『阿波藩民政資料』一七三七—五四頁)により、「北方」七郡の全村二三七ヶ村の反收を平均すれば二三・八貫となるが、これは三好、美馬などの山間地域をふくんだため著しく低い平均値となつたのであり、吉野川沿岸の諸村ではこれより上廻ることはたしかである。

収入 葉 藍 四〇貫 (三二二匁 (貫當り七匁八分))

支出 肥料代 一〇〇匁 (關東千鰯一俵銀三二匁)

諸造用 四〇匁

貢 租 三七匁八分 (六斗六升九合 石當り五六匁五分)

計 一七七匁八分

剩餘 一三四匁二分

右の收支計算に藍作税を加算し、修正してみれば、葉藍收穫高の四歩、すなわち一二四匁八分が徴收されるため、剩餘は九匁四分に激減し、劣悪な收支状態となる。貨幣價値が低落した安政期(一八五四—五九)になるが、「藏入地二毛作田反當り自作農純收入銀三六匁……知行地二毛作田反當り自作農純收入銀一四匁」とくらべるとき

（戸谷氏前掲書四二八—九頁、）藍の前作に麥、後作に大豆があり、他の藩ではあまり例をみない麥年貢が課せられたが、しかし、もし葉藍專賣制度がおこなわれなかったならば、極めて有利であったと考えられるのである。

藍作という商業的農業の有利さははっきりしたが、ここで重要なことは、肥料代がしめる割合をみても明らかのように、藍作經營が貨幣經濟に依存するところがきわめて大きいことである。このことは農民の自然經濟が藍作によつてうちやぶられ、農民的商品經濟のおこりが藍作を媒介としていたことをものがたるとともに、元祿期（一六八八—一七〇三）を中心として解放されはじめた下人・小家のなかから新たな小商品生産者がひろく成立したことを十分に豫想せしめる。「鴨島村彦三郎、影右衛門、兵助此三人は上農夫壹町之藍作に而賣立つ處銀貳貫六百目、參貫目も取申候」や「知恵島村七郎右衛門藍作貳町賣立つ處銀三貫五六百目程」の例は（『阿波藩民政資料』一七六二頁）、斷片的であきらかでないが、この例にでてくる者については、農民のまがうことなき小商品生産者化をあらわしているといふことができよう。しかし、つぎに注意しなければならないことは、藍生産の生成期にあたる正保—享保期（一六四四—一七三五）において藍作の發展をもつとも積極的ではなかった者が舊名主の系譜をもつ上層農民と上向しつつある一部の中層農民であるといふことである。有力な上層農民のうちには藍作にとどまらず、葉藍の加工として薬すくや藍玉の生産をおこなうものが各村にみられた。この段階の特徴は藍商人と藍玉生産者が同一人格者でなかったことであつて、前者は城下町徳島や港町小松島などの町方でもっぱら流通部面のみをになつたの（註）に對し、後者は在方で農耕と加工生産のみを擔當したのである。元來藍作は非常に多くの勞働力を必要とするもので、二月からはじまり八月でおわる苗代整理——播種——移植——培養——收穫——採集（粉成）の過程をつうじ、とくに灌水と驅虫に多くの勞力がかけられる。灌水については藍島の一隅にかならず井戸があり、降雨がすくなく

ば、これから汲みだすほどであり、また驅虫については、播磨の藍作をほろぼす重要な一因となったため、「ハリマダラシ」という異名をとった害虫がいることからしてほぼ判明するが（『阿州産藍之説』二三頁）、問題はこれらの勞働力として、豊家と小家（血縁者）あるいは下人（非血縁者）の關係にあり、親方子方的關係をむすんで人身的に隷屬している小農民を有力な上層農民がつかつたということである。下人・小家の解放は元祿期（一六八八—一七〇三）にはじまり明和・安永（一七六四—一八〇〇）ごろまでつづくが、この解放が完結しないまでは古い支配關係關係が大いに利用されたのである。天保（一八三〇—一八四三）ごろでは「耕作人夫手間多ク相懸り候義ニ付、御國民迄ニ而ハ手足り不申、御隣ノ日雇方人夫多ク入込召仕申ニ付、婦人杯ハ機業ハ捨置、藍園ニ打懸り相稼、身分不相應之高給貪取」ということになつたが（後藤捷一氏編前掲書三頁）、しかしこの段階においても古い支配關係の殘存を利用することが少なくなかつた（井内弘文氏『明治維新における阿波藍業の制度改革の意義』—歴史評論三三號五九頁）。

註 反當所要勞力表

藍	米	甘藷	大豆	馬鈴薯	小豆	青芋	大根
四人	四四・二七・二一八・八一三・一一九・七一・二一・二一・二三・						

藍四四人の内譯は男二〇・五人、女二三・五人である（井口貞夫氏『吉野川沿岸に於ける藍作の衰滅と其の影響』—帝國農會報第二二卷一一號四六頁）。

生成期につぐ元文—天保（一七三六—一八四二）の發展期では、藍業の生産構造が確立し、整備されるにともない、大藍師、小藍師、藍作人という階層構成が形成される。この階層構成が藩權力と關係しあうとき、そこに玉師株の

制定が生ずる。在株制度としての玉師株が結成されたのは寶曆四年（一七五四）であるが、これは小藍師以上の者を組織したもので、明和三年（一七六六）には一、二八〇人の玉師をかぞえるから（『阿波藩民政資料』一八八四頁）、藍作をおこなう村數二三七カ村として一村當り平均五―六人の玉師が存在したことになり、大藍師は村々に一名ぐらいてあったらうと思う。大藍師とは約五町以上の土地を所有し、數十床の薬や藍玉を生産するだけでなく、商人的性格をつよくもち、諸國に賣場株を創設してこれまでの町方藍商とするべく對立した階層であり、村内では最高の支配者であつた。小藍師は上層農民の一部と下からのコースを経て封建的自營農となり、有力な小商品生産者となつたものからなつていたが、その土地所有は一―三町程度で二―三床の葉藍加工をおこなうにすぎず、まったく商人的性格をそなえていなかった。藍作人とは主として藍作にしたがう直接耕作者の總稱であり、零細な土地所有者や小家・下人など無高の者からなるが、單に農耕だけでなく、薬や藍玉の生産者にやとわれ水かけや賃搗きをおこなつた階層で、村内農民の大半はこれにぞくしてゐた。明和三年（一七六六）の藩政改革を轉期に封建領主と大藍師の妥協が成立し、以上の三者が相互にもちあつてゐた矛盾は決定的なものとなるが、明和以前の段階では、たとえ農民的商品經濟が分裂する萌芽をはらみ、事實、寶曆四年（一七五四）に玉師株の結成があつたにしても、藩權力の一方的な收奪にたいして玉師と藍作人は共同戦線をむすび、惣百姓的な一揆形態により反抗することができるとして、共通の地盤をもつていたのである。すなわちこの段階は領主的な商品經濟に眞向から對立し、農民の總力を結集して葉藍專賣反對一揆をおこなうことができてゐる段階であつたのに對し、明和以降の段階でははつきりと大藍師、小藍師、藍作人の階層的矛盾がばくろし、くわえて大藍師の寄生地主化の進行にともない小藍師は商品生産者の中農層に、また藍作人は小作貧農層に推轉する段階でもあつたのである。

寶永・正徳期の村落構造

わたしは、『阿波藩における近世村落の形成過程』のなかで名東郡井戸村を中心的な素材としながら、かなり具體的に徳川初期から中期にかけての村落構造の發展を下人・小家解放の見地からながめ、①阿波では元祿—安永期（二六八—一七八〇）ごろから村落の内部構造が變化し、小農民の廣汎な獨立があること、ただし本百姓の一般的形成といわれるほど一齊的でないこと、②無償の解放にさいし、壹家の血縁者（小窓）はかならず持高を分けあたえられたが、非血縁者（下人）は無高のまま解放されることが多く、かれらの一部は町にうつったこと、③百姓一揆は解放を促進したが、壹家の恩恵が多分に作用したのを無視しないこと、④それに應じて中世土豪的地主も變容したること、などをのべた。この解放は阿波藩の全土にまたがるものであったが、とくに吉野川沿岸の藍作地帯を中心とするもので、農民的商品經濟の發展—藍作の發展にうながされ、これを媒介として進歩したのであった。ところで藍作農業が成立し、下人・小家の解放が進行したため、その結果がただちに村落の内部構成に反映すると考えられる寶永・正徳（一七〇四—一五）ごろの村落構造はどうであつたらうか。いくつかの資料にもとずき、つぎに藍作地帯の一部をしめて三つの村をかかげてみよう。

麻植郡喜來村土地所有階層別構成

天正一七（一五八九）		寶永六年（一七〇九）	
戸數	土地所有比率	戸數	土地所有比率
四町以上	四戸	一戸	一戸
三	九戸	二戸	八・七%
一—四	二〇%	一〇	三〇%
二	六三%	二	

計	四・五	一〇〇〇	一〇〇〇	二二三	一〇〇〇	一〇〇〇
	一・五 一・五 一・五 〇・五 〇・二 〇・一 〇・一 〇・一 〇・一 〇・一	四 四 六	三二・一 二九	〇 五 一 八 四	五六・五 六一	九

註 『大正十七年麻植郡之内喜來村御檢地帳』、『寶永六年麻植郡喜來村御檢地帳』（徳島縣麻植郡鴨島町公民館所藏）によりつ
くった。ただし寶永六年の檢地帳は御藏地分のみを記載したものであるため、實數ではくることができない。

名東郡井戸村石高階層別構成

計	延寶二年(一六七四)			正徳三年(一七一三)		
	戸數	戶數比率	持高比率	戸數	戶數比率	持高比率
四〇石以上	二	九%	六六%	二	二%	四九・八%
三〇石	〇	〇%	〇%	一	一%	二〇%
二〇石	七	三〇%	六六%	三	一三%	四九・八%
一五石	三	一二%	三一%	二	八%	五三%
一〇石	四	一六%	三一%	七	二七%	四四・八%
五石	三	一二%	三一%	七	二七%	四四・八%
三石	三	一二%	三一%	五	二〇%	四四・八%
二石以下	一	四%	三%	三	一三%	五・四%
計	二三	一〇〇%	一〇〇%	三〇	一〇〇%	一〇〇%

註

『延寶二年名東郡井戸村棟附人改御帳』、『正徳三癸巳歳名東郡井戸村棟附人數御改帳』（徳島縣名東郡南井上村字井戸、湯淺信成氏所藏）による。

正徳二年名東郡川原田村石高階層別構成

	戸数	戸數比率	持高比率
二〇石以上	二	一〇・五%	二三・九%
一五―二〇	二	六八	六七・四
一〇―一五	四		
五―一〇	七		
二―五	四	二一・五	八・七
二石以下	〇		
計	一九	一〇〇	一〇〇

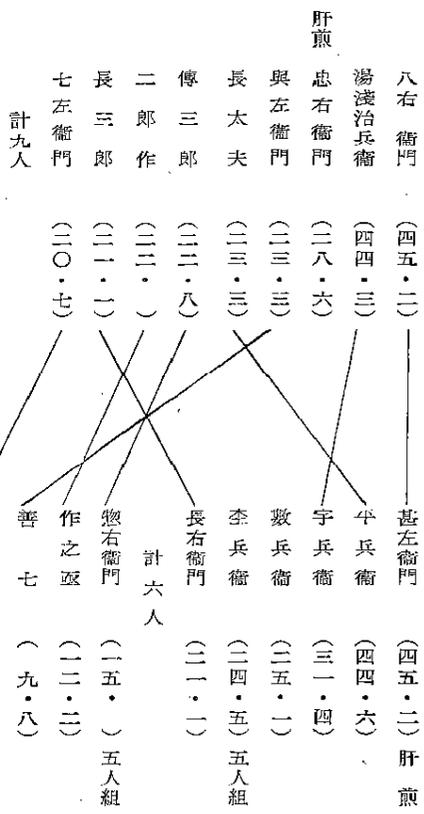
註

『正徳二年名東郡川原田村御練付家數人數御改帳』（徳島縣名東郡北井上村役場所藏）による。

右の表からあきらかになつたことは、第一に二町以上ないしは二〇石以上の戸數比率と土地所有あるいは持高比率が著しく低減したことである。これは下人・小家の解放にさいし所有地を分與したことから生じたのであるが、この縮小にもかかわらず、一部上層農民においては大藍師として群小の藍作人から多量の葉藍を購入し數十床の藍玉を生産することにより、かえつて剩餘を増していった者がある。すなわち土地所有による剩餘の獲得にくわえて加工生産からの剩餘を收得しはじめたのである。しかし他方、分與により非常に零細化する者も存在したが、これを井戸村の例によつてつぎにしめそう。

延寶二年（石高）

正徳三年（石高）



延寶二年の九人のうち、持高がふえた者一人、變化のない者二人、へつた者五人、不明一人（忠左衛門）で、半數以上の者の持高がへつているが、このなかで注目されるのは湯淺治兵衛——宇兵衛であり、このころから藍玉生産に着手している。第二に一町五反ないし一五石前後の中層農民のめざましい飛躍であり、戸數および土地所有・持高比率において明瞭にあらわれ、上層農民にとってかわって大きな比重をしめている。このことはこの段階において封建領主による農民的商品經濟の成果の收奪という葉藍專賣制がまだ施行されておらず、藍作の有利さが土地の買入れを容易ならしめたことを意味する。もちろん解放による分與から一足とびに五反以上の土地をえたものも

あるが、しかしこれらの經營を維持し發展にみちびいたのは藍作であった。いわば藍作の發展にともない小商品生産者として下からの途をあゆみだしたのがこの階層だったのである。第三に五反以下ないしは五石以下の下層農民の土地所有および持高比率がほとんど増減していず、依然として低いことである。このことは下人・小家の解放の本質をもがたるものであると考える。すなわち解放小家のうち、とくに非血縁小家は無高のままの者が多く、たとえ分與されたとしても二石以下で、かれらは藍作や葉藍の加工をおこなう豊家に古い隸屬關係をとどめながら雇傭されたのであり、この點にこそ解放のねらいがひそめられていた。なお、正徳三年の井戸村では隸屬小家 \parallel 無高が六九戸（部屋・僧・彌宣をのぞく）、川原田村では三七戸存在するが、かれらは人身的隸屬關係を主要なむすびつきとして豊家の經營に従事していたものと考えられる。

註 現當主湯淺信成氏からの開取りによる。なお『癸寶曆十三載藍賣帳』（同家所藏）によれば、大阪の間屋はもとより、とくに播州の紺屋との間に出張取引があったことをあきらかにしている。

二 封建権力の對應と專賣反對一揆

〔一〕封建権力の對應

藍葉の保護育成

徳川の初期、幕府から課せられる軍役や土木工事にたえるため、諸藩はきそって藩財政の確保をはかり、新田開發などに力をそそいだが、阿波藩とて決してその例外でなかった。慶長七年（一六〇二）から寶曆一三年（一七六三）にわたる阿波藩の新田開發をみるため、名東郡全村の新開をとりあげたが（拙稿前掲論文一九頁）、それでは寛永期

(一六二四—四三)をピークとして激減の傾向をたどっている。すなわち中世土豪的地主の主導による新開はやくも寛永期でゆきずまりを生じたのである。したがって藩財政の強化という至上命令を貫徹しようと思えば、まず新開にかわるものとして、初代藩主のときから手がけてきた殖産興業とくに藍作を積極的に育成しなければならなかったのである。この育成をあくする機關として寛永二年(一六二五)に樞方役場の一部に「藍方」をもうけたが〔阿波國最近文明資料〕其三阿波藍の項、長尾氏編前掲書卷一上八八頁)、さらに「北方」五郡にひろまったころには技術の改良がさかんで、板野郡市場の助次が藍玉の腐敗をふせぐため砂を混入することを考えだし、また板野郡の組頭庄屋であり、海運をもいとんだという森當左衛門(第四世)が藍玉の製法を改良したというので、とくに後者に褒賞をあたえている(『板野郡誌』二二五七頁)。このほか「藍作人共困窮ニ付家數等相減候而者、五郡衰微之基ニ相成」るから、「藍作人共之内極めて困窮之者江者手當をも致遣」し、また「年貢藍代難收納……毎々未進ニ相成右様之節へ追送り取立」てるといふ封建權力としては最大限の努力をはらい(長尾氏編前掲書卷一上二一〇頁)、藍生産の發展をうながしたのである。

葉藍專賣制度の成立

藍生産を奨励した藩は、他方で藍玉の移出をはかり市場の擴大につとめた。正保・慶安の(一六四四—五二)ころすでに藩外に販賣されていたようであり、「元葉と別々ニ爲致專ラ上製ニ骨身ヲ入ルル様」にしたにもかかわらず(上掲書卷一上二一九頁)、品質の點では山城(東寺近邊)や攝津(東成郡)の藍におよばず、下品として紺屋に不評をかかっていた。元祿期を中心として攝・河・泉その他の地域で補作がさかんとするにしがたい藍玉の需要はたかまり、他國に新店を創設するものもあつたが、この販賣の中心は江戸であつた。江戸には當時すでに藍問屋と名のる

大商人があり、原産地阿波と江戸の取引はこれらの問屋へ發送して賣りさばくという問屋着販賣仕法によっておこなわれ、藩自體がこの販賣方法によることをさだめていた。しかしこの方法によれば、阿波の藍商人（町方）はたんに在方の藍玉生産者から集荷し、これを江戸の藍問屋に賣りつけるにとどまり、藍問屋——地方問屋——紺屋という廣い流通過程からしめだされるため、藍玉の値段は三都の商人の指値に左右されがちであった。この不利な販賣組織をあらためようと、直賣方式（阿波の地で直接に販賣する）や振賣方式（場所にかかわらず註文により隨時自由販賣する）をとりはじめたのが小松島の藍商である。一方、宮島・鶴島の藍商は資力のゆたかな三都の商人によりかかり、これまでの問屋着販賣仕法を固執したため、この兩者の間に訴訟問題がひきおこった。寶永四年（一七〇七）この問題について藩は仲裁者のな命令をくだし、相模以東を江戸問屋着とし、それ以西を直賣・振賣いづれも自由とした。

相模以東における問屋着販賣仕法は、その後さらに強化され、享保九年（一七二四）には株仲間が結成された。このころ江戸には阿波屋長右衛門、市川屋藤左衛門という藍問屋が二軒あり、これらは江戸二組問屋の一つとして加入していた（西野藍雨氏『江戸藍商と佃島神社』——染織一〇〇號）。このほか仲買三六人があり、そのうち一六人は江戸に在住、二〇人は田舎（阿波）に在住していたが、株仲間の組織は右の藍問屋二軒と仲買三六人を指定したものであった。享保ごろ藍作は廣汎にのび、五郡のほか美馬・三好にまでおよび、在方の玉師は藍玉だけでなく葉をも移出しようとはかっていたのであるが、株仲間の結成はこの在方のうごきを阻止するものであった。すなわち在方の玉師・藍作人や町方（小松島）の藍商の犠牲において、藩権力は三都の商人や一部の町方（宮島・鶴島）藍商とむすびつき、利益のわけ前（冥加金）にあずかるうとしたのである。さらに同年、藩は江戸爲替を創設し、在方荷

主の藍玉賣上代金にたいして藩札を發行するという機構をつくりあげ、紙で黄金をまきあげたのである。しかし、これらの政策を長期にわたつてもちつづけることができるほど在方の抵抗は弱くなかつた。株仲間がつくられてから早くも六年目には、着荷が著しくへつたため江戸藍問屋は町奉行へうつたえているが、これは在方のポイユットにより移出藍の大半が大阪へ流れこんだことからおこつたのである。藩権力は在方の大藍師が商人的性格をおび三都の商人と對抗している事實に眼をおおることができず、享保一六年（一七三一）問屋着專賣を撤廢し、直賣をゆるすことにより株仲間を解散を宣言したのである。

株仲間による統制の失敗を契機として、今まで外にむけられていた藩の關心はあらためて内へむかうこととなり、株仲間にかわりより廣い貨幣經濟を掌握する手段として、享保一八年（一七三三）葉藍專賣制を施行したのである（長尾氏編前掲書卷一下五九―六〇頁）。葉藍專賣制度とは、①藩が藍作人より葉藍を買収、②買収した葉藍を藍玉生産者にはらひさげる、③葉藍・葉の移出禁止、④藍作税として藍作人より葉藍收穫高の四歩を徵收することなどを内容とするもので、直接耕作者から一定の價格で買上げ、商業利潤をえて藍玉生産者に賣拂うという制度であるが、この諸政策の主要對象になつたのは云うまでもなく藍作農民であつた。さらに藍玉の移出に對して五〇分の一の移出税を賦課し、また移出する藍玉一俵につき銀一〇匁宛を藩札で兩替し、これを行着銀とよんで藩の收入としたが、これは藍商を對象とした。その後寶曆四年（一七五四）には在株制度として玉師株を制定し、葉藍加工生産者を統制することにより、ここから冥加金をひきだし財源の一部にあてた。さきにもふれたとおり、吉野川沿岸の藍作農村には一村あたり一人の大藍師と五―六人の小藍師がいたが、これらの玉師にのみ藍玉生産をゆるし、これらに苛酷な冥加金を課したのであるから、玉師株から除外された者はもちろん、玉師自體のなかからこれに反對

するものが生じた。本來在株制度の制定は、やがて農民的商品經濟を分裂にみちびく要因をもつものであるが、この段階では藩財政の窮乏からくる封建領主の誅求があまりにもつよかったため、逆に封建權力と眞正面から對立することとなったのである。

〔二〕專賣反對一揆

阿波においては蜂須賀氏の入封（一五八五）以降、寶曆の末（一七六三）までに一一件の百姓一揆がおこっているが、このうち四件までが寶曆年間（一七五一—一六三）に集中している。寶曆六年（一七五六）の織部騒動、藍騒動、同八年（一七五八）の重清騒動、同九年（一七五九）の戸越騒動がこれである。農民的商品經濟の展開と下人・小家の解放を契機に村落權造は大きく變化してくるが、これらと相互規定の關係にたつ百姓一揆もまたその戰略において大きな變化をしめす。徳川初期においては檢地の反對を旗印とする中世土豪層の主導によるものが大部分であり、大きな一揆は山間地に發生しているが（桑田美信氏稿本『阿波國百姓一揆』—堀江英一研究室プリント。林基氏『近世における階級闘争の諸形態』二六、三九、四〇、四八—四九頁。拙稿前掲論文一四頁）、寶曆の段階では、第一にたとえば祖谷の戸越騒動で名子・下人が名子百姓による請負耕作と夫役の軽減を名本（名主）中世土豪的地主に要求したことに代表的にみられるように、一般に下層農民の獨立化傾向を明確にしめしている。第二に農民的商品經濟が成立しているため、大規模でしかも組織的であり、平垣部におこっている。第三に惣百姓一揆が多く、封建領主または給人と直接に對立する。さて、これらの諸特徴を典型的にそなえた一揆が藍騒動とよばれる專賣反對一揆である。^{（註）}

註 一揆の具體的な経過や事例については、『名東郡高原村、五社神社實錄』（堀江英一研究室プリント）、桑田氏前掲稿本八一—

三頁、長尾氏編前掲書卷一下、黒正殿氏『阿波藩藍玉一揆』（經濟史研究四一號）、篠原龍三郎氏稿本『阿波義民氏京右衛門氏

達五人の功績史梗概」などによつた。

寶曆六年一月初旬、名西郡高原村の村役人常左衛門ほか四人によつて次のような廻文が三通つくりられ、村々の寺を中繼據點として三經路から四つの郡にながされた。

此度藍一卷願出に付廻文の事

一藍四歩相懸り貳拾四・五年に罷成候所又去ル成年より玉株に被仰付作人壹統困窮仕其上惡年に罷成御年貢等も相調かた
く兩親妻子牛馬等も難育惣作人共壹統申談仕候通來ル廿八日蝸陰村川原へ出合司申候其村々作人共員鍾津久椿用意にて面
々其村々印致シ名前書付罷出可申候此廻狀村々寺々へ御廻シ被成候若滞り候得は其寺燒打いたし可申候以上

子閏十一月

麻植名西名東板野惣作人共江

註 『名西郡高原村五社神社實錄』二頁による。

廻文の傳達はかならずしも圓滑でなく、寺のうちには麻植郡三ツ島村（現在學島村の一部）蓮光寺のように藩へ内通するものがあつたため、一通は中絶し、他の二通はきびしく追求をうけたが、西條村愛善院——和泉谷村和泉寺——七條村寶藏寺——大幸村（現在大津村）のコースをへて吉野川比岸の板野郡に、他は吉野川南岸の名西・名東兩郡に刻づけされた順廻はひそかにつづけられた。廻文ありしだい用意をととのえるようとの約束どおり、順廻がかわると豫定された同月一五日ごろの世情は異常な緊迫感のなかにつまれ、各地で集會や梵鐘・大鼓・螺貝による農民のデモストレーションが強行された。これに對する藩の對策は觸書によつて主謀者の自首をもとめる一方、三人以上の集合を徒黨とみなして禁止するだけでなく、スパイをつかつての徹底的な檢束主義により、二八日までには指導者の五人をふくみ一〇人ほどを逮捕した。この檢舉により決行日を目前にひかえて四郡一齊の蜂起は挫折の

やむなきにいたつたが、西麻植村から芝原村、板野郡の諸村にかけて分散的な事件が発生した。翌七年三月、常左衛門以下五人は礎罪の極刑に處せられ、その家族もまた郡外追放の身となった。

以上の簡単な事件の経過から部分的にうかがえるように、庄屋や藍師をうちこわすという事例は一件もおこっていない。このことは一揆の主體が藍作税の賦課や玉師株の結成に反對する藍作人を中心に農民のすべての層を廣くふくんでいたことを意味するもので、指導者常左衛門が村役人（五人組）であつたこと、板野郡大幸村の庄屋兵右衛門が住職の不在にさいし廻文を積極的に廻送したこと、主導者の嫌疑をうけて入牢した高原村の前庄屋伊右衛門が藍商であつたこと、廻文の追記に「人數行暮候節へ玉師方可置管」と書かれていたこと、ことに前庄屋・藍商の伊右衛門はアリバイとして大阪へ藍玉販賣にもむいていたことをあげているが、村役人層や大藍師がこの一揆を指導していたと考えられる。しかし、一揆の主勢力が專賣制度の對象となつた藍作人であり、とくに下人・小家の解放により豊家として封建的自營農になりえた者がかれらの中でもっとも活動的であつたことは、たとえば廻文の起草と執筆を擔當した山口吉左衛門が駄出奉公人であり、主謀者との嫌疑をうけて檢舉された喜來村の岸田和左衛門、高原村の篠原大左衛門がともに駄出奉公人であることなどから考えられる。大藍師、小藍師、藍作人の三者はおのの對抗しあう矛盾をもちながら藩権力の苛酷な收奪に對して共同戦線をつくりえたのは、農民的商品經濟自體の内部矛盾にくらべて對領主的商品經濟との矛盾の方がより大きかつたためであり、その意味において、たとえ一揆が挫折したとしても、藩権力にあたえた影響は絶大なものがあつた。

鬭争の結果、葉藍專賣制度は根柢から壊滅し、これまでの桎梏はほとんど取りのぞかれた。すなわち藩は藍作人に對して、①生活安定のため寶曆六年冬、葉藍一萬俵を買上げる、②同八年五月藍作税の徴收法をあらため、延滞

銀を年賦上納するとともに、今後の藍作税は葉藍買受人たる藍師よりの上納とする、③同一〇年八月藍作税および玉師株の廢止、という措置をとる一方、藍師に對しては同一〇年八月口銀請處を入札請負として藍師の自主的經營にゆだねたのである。これらの諸成果によつて明らかとなり、指導者五人の犠牲があつたとしても、一揆の目的はすべて達成された。しかし問題はこれにとどまらない。一揆の成果を本當に吸収した階層があり、一揆のエネルギーを利用したもの、利用されたものがある筈である。つきにこの點についてのべてみよう。

三 明和の藩政改革

農民の自然經濟を本來的な經濟的基盤としていた純粹封建體制は、農民的な商品經濟が發展するとこれまでの現物買租體系を村落の下部にまで貫徹することができず、藩財政の逼迫化をまねいた。ここに封建的危機が生ずるが、阿波藩もまたこの危機に眞面したのである。阿波藩は危機を克服する施策として享保九年（一七二四）以來、株仲間の結成、江戸爲替の設置、葉藍專賣制度の施行、藍玉移出税の徴收、玉師株の組織などいろいろな政策を實行し、商品課税を重視することにより農民的商品經濟の成果をくみとり、商品經濟の發展に對應しようとする懸念にとめたのであつたが、寶曆六年（一七五六）の惣百姓的な專賣反對一揆で領主の諸對應はことごとくうちくたかれてしまつたのである。しかし一揆の後ますますつる藩財政の危機は封建權力を無爲無策のうちにはつておくものでなかつた。明和三年（一七六六）を中心としてくりひろげられた藩政改革は、かつての玉師株の組織自體のなかに農民的商品經濟を分裂にさそう萌芽がひそんでいたことをみとめ、玉師と藍作人の間にくさびをうちこむ、云いかえれば農民分裂策を積極的におしすすめるということを前提としてなりたつものであつた。このばあい、封建領

主と在方藍商の妥協の成立ということが出来るが、これは專賣反對一揆の鬭争成果をふみにじるものであり、惣百姓一揆から村方騒動さらに打毀しにうつる過程をしめすものである。

一代の藩主蜂須賀重喜の治世（寶曆五—明和五年）におこなわれた藩政改革は、これを財政改革（藍政）と職班官祿の改革に大きくわけることが出来る。まず財政改革については、名西郡高畑村の組頭庄屋・藍商の八十左衛門の建議を全面的にうけいれるという形をとった。八十左衛門の建議によれば（長尾氏編前掲書卷二上—一五九頁）、第一に阿波藍業の停滯、ひいては藩財政の窮乏化をまねいたものは、寶曆期（一七五一—一六三）からしだいに横暴をきわめつつあった大阪藍問屋であり、かれらの専横こそ藍玉値段が低下する原因で、そこからのみ藍作人の生活苦がおければ、また藩財政の貧困化もおこる。したがって大阪藍問屋の取締りが當面の大問題である。第二に一揆後の寶曆一〇年藍方御用場の廢止とともに肥料代銀の貸付も中絶したが、藍作人を救済し葉藍の増收をはかるためには、ふたたびかれらに肥料代銀を貸しつけることが望ましいという二點をのべている。この建築にもとずき一連の改革がおこなわれたが、これを列舉すると、①八軒の大阪藍問屋株をうばい、二四人の仲買人に阿波への入國を禁じ、今後徳島市中にもうけられた藍玉賣場所を賣買をおこなうこと、②明和三年藍作肥料銀のかしぎげをふたたび實施するも、翌四年これをあらため藩の直賣による干鯛を現品貸しする（肥料の專賣）、③藍作税として葉藍收穫高の一步を徵收、④玉師株の再興、⑤藍玉移出税（口銀）として移出高の四歩を徵收、⑥行着銀として移出藍玉一俵につき一〇匁あてを兩替、⑦藍方役場の設置、などである。これら七項目によってあきらかなように、ここに形の上では專賣反對一揆以前の姿に近いものを復元したのであるが、しかし專賣反對一揆の成果は見事に大藍師（藍商）あるいは小藍師によって吸收されている。大阪藍問屋株は解散されて藍商は獨立し、しかもかれらは玉師株再興に

よつて藍作人を獨占的に支配できるようになつた。裏切られたのは藍作人だけである。

つぎに職班官祿の改革については、①家老を第一班、中老を第二班、物頭を第三班として、文官を首席に武官を末席におき、藍政をもつとも重視した、②三年をかぎつて藩士の祿の半分をおさめる、③儉約の勵行、儉約を郡下に命ずるとともに藩主の自奉が年四千兩であつたのを二百兩にけずりとる、④負債は債權者とはかり七年据置とする、⑤義倉をもうけ、ここに粟二五萬石をたくわえるなどであるが、注意を要するのは①と②である。ことに①は給人の祿の借上げと關係するものであり、その後安永四年（一七七五）にも四年をかぎり祿の一〇分の六がけずられてゐるが、これは阿波藩の給人支配が徳川中期にいたつてまったく骨ぬきになつたことを意味する。またこれは文官優位という職班改革と無關係であると考えられない。

明和の藩政改革は一言でいうならば封建領主と大藍師の妥協の産物であり、より高度の商品經濟の發展にそつための封建體制の再編成であつた。しかしこの再編成は決してうしろむきのものでなかつただけに、明和以降、封建體制は擴大再生産されてくる矛盾を背おわねばならなかつた。すなわち大藍師は專賣反對一揆をつうじ明和の改革により確乎とした地盤をきざることができたため、その後市場の擴張にもつぱら勢力をそそぎ、文化年間（一八〇四—一七）には諸國に賣場株を確立し、全國市場を支配するが、同時にかれらは、例えば名東郡中村の手塚家が四〇町歩ほどの土地を集積したように、しだいに寄生地主化の方向をたどりはじめるのである。

註 現當主手塚宏三氏からの開取りによれば、幕末には國府町近邊の土地はほとんど手塚家の土地であり、四〇町ほどあつた。したがつて、小作人の數はきわめて多く、かれらが作つた葉藍はすべて手塚家へ專屬的に販賣しただけでなく、葉藍加工の勞働力として賃働きなどをおこなつた。なお阿家は賣場先として明治五年には、相州・甲州・上州・武藏南山方・武藏北山方・房總・上信・東京などをもつていた（明治五年賣場諸勘定帳）。